

飯田市新しい生活様式定着支援補助金 申請要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、国が示した「新しい生活様式」に対応した感染防止対策の取組をしている中小企業者等に対して、感染予防の設備整備等に要した経費の一部を補助します。

2 申請期間

令和2年8月17日(月)から 令和2年11月16日(月)まで（消印有効）

3 提出先

〒395-8501 飯田市大久保町 2534

飯田市 産業振興課 新しい生活様式定着支援補助金担当 行

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書類は原則、郵送で提出してください。
（郵送料は申請者の負担となります）

※飯田市役所へ直接お越しの際は、マスクを着用のうえ、1階の総合案内横「助成金専用受付ボックス」へご投函ください。

受付ボックス設置時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15 ※祝日を除く

4 お問い合わせ先

飯田市 産業経済部 産業振興課

電 話 0265-22-4511（内線 5371、5372）

受付時間：月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：15 ※祝日を除く

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご相談等は窓口ではなくお電話で対応させていただきます。

5 対象者

(1) 次の条件をすべて満たす中小企業者等が対象となります。

ア 申請時に飯田市内に事業所（施設・店舗）を有する法人又は個人事業主で、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する事業者であること。

イ 小売業、飲食・サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運輸業、教育、学習支援業、医療・福祉、不動産業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、複合サービス業のいずれかを営んでいること、または、日常的に対人販売や対人サービスを行っていること。（別紙対象業種一覧参照）

ウ 飯田市税を滞納していないこと。

エ 飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

カ 政治団体でないこと。

キ 宗教上の組織若しくは団体でないこと。

ク 今後も飯田市内で企業活動を継続する意思があること。

(2) 申請できる回数

1法人、1個人事業主につき1回のみとします。

申請額が上限額を下回っていても、2回目以降の申請はできません。

6 補助対象の支出期間・取組・経費

(1) 対象となる支出期間

令和2年4月1日（水）から令和2年11月16日（月）までに支払った経費が対象となります。

(2) 対象となる取組・経費

中小企業者等が、多数の方が利用する飯田市内の事業所（施設・店舗）において、新型コロナウイルス感染防止対策として取り組んだ「①衛生設備の導入」や「②衛生用品の購入」に係る経費が対象です。

ただし「②衛生用品の購入」だけでは対象になりません。「①衛生設備を導入」したときのみ「②衛生用品の購入」に係る経費も対象とします。

※エアコンは原則不可（換気機能があるエアコンのみ対象です）

補助対象経費	目的	対象一覧
①衛生設備導入	飛沫感染防止	飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサイン など
	消毒	自動型手指消毒器、器具用消毒器、除菌剤の噴霧装置、ウイルス対策が可能な空気清浄機、オゾン発生装置、紫外線照射機、自動ソープディスペンサー など
	換気	換気扇、換気機能があるエアコン※、密閉を防ぐための開閉式窓や網戸の設置、換気を目的とした扇風機 など
	体温測定	非接触体温計、サーモカメラ など
	非接触	非接触自動水栓、セルフレジ・キャッシュレス化対応機器 など
②衛生用品購入（消耗品）	ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、布マスク、使い捨てマスク、マスクケース、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ディスポ手袋、洗浄剤・漂白剤 など	

7 補助対象外の経費

次にあげる経費については、この補助金の対象経費とはなりません。

- ・消費税及び地方消費税を含む租税公課
- ・送料、手数料、保証料などの経費
- ・令和2年11月16日までに支払ったことが確認できない経費
- ・令和2年11月16日までに設置または納品されていない衛生設備、衛生用品に係る経費
- ・補助対象と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を既に受けている又は受ける見込みのある経費
- ・事業所の修理又は修繕に係る経費（新しい生活様式に対応するためのものを除く）
- ・既存設備等の撤去・廃棄に係る経費
- ・設備の導入・改修等により新たに必要となる固定費用（電気料等）
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット、ハードディスク、サーバーの購入のほか、汎用性があり新型コロナウイルス感染症対策の目的外で使用可能なもの

8 補助の割合・補助額

(1) 補助の割合・補助の上限額

補助の割合は、補助対象経費（税抜）の 10分の8 とし、算定額の1,000円未満は切捨てとします。補助の上限額は下表1のとおりです。

下表1 補助上限額

対象者	補助上限額	
	補助全体	(うち衛生用品購入)
事業所1か所で取り組んだ事業者	10万円	(5万円)
複数の事業所で取り組んだ事業者	20万円	(10万円)

(2) ②衛生用品の購入経費（税抜）に対する補助額の上限

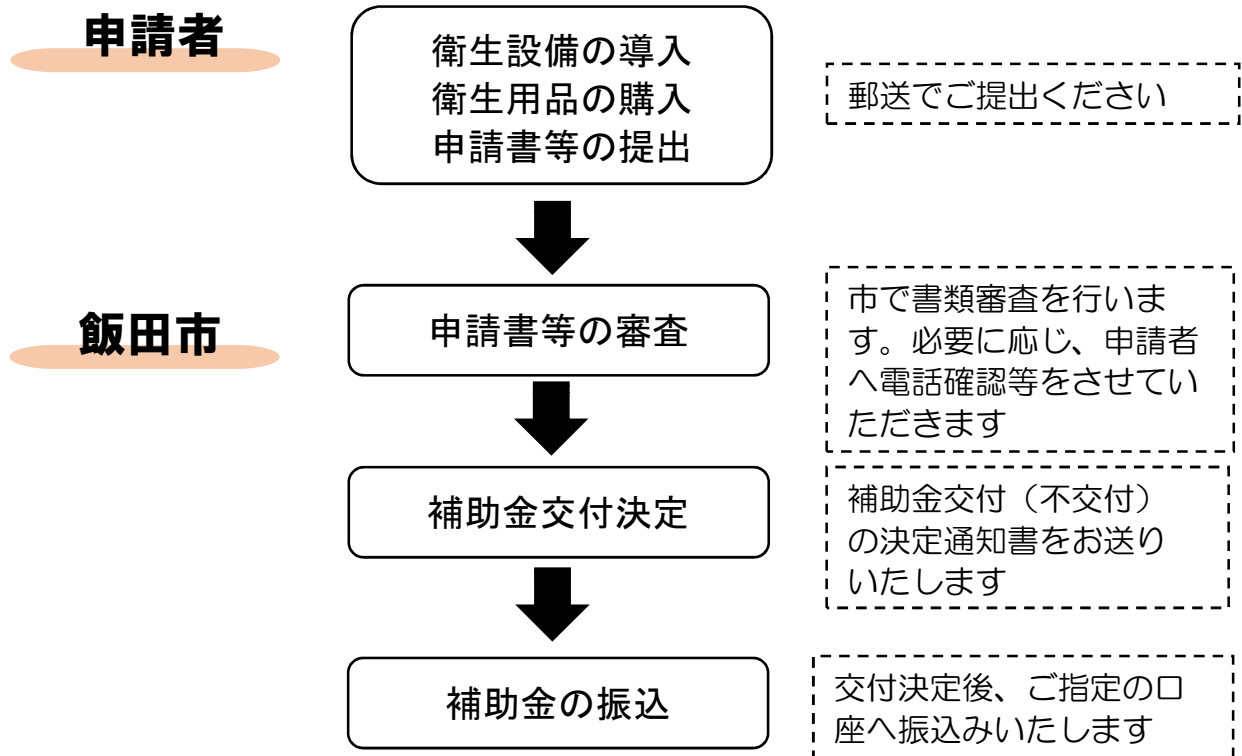
②衛生用品の購入経費に対する補助額の上限を 50,000円とします。

補助の割合は経費の10分の8のため、逆算すると②衛生用品の購入での対象経費は最大62,500円（税抜）となります。

9 地域内経済循環の促進

- 飯田市は、市内の事業者が製品化し販売している新型コロナウイルス感染症対策に資する衛生設備及び衛生用品について、広く周知することにより、地域内経済循環を促進します。
- 市ホームページなどで情報発信しますので、事業者の皆さんには、市内の事業者による衛生設備・衛生用品の中から、必要なものを選択していただくことができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 地域経済の活性化を図るため、飯田下伊那地域の事業者等からの購入にご協力をお願いします。

10 申請から補助金交付までの流れ



11 申請書類

以下の①～⑦すべての書類を提出してください。③～⑦の書類について、A4サイズよりも小さい場合は添付書類台紙に貼り付けてください。

番号	書類名	説明
①	交付申請書兼請求書	市ホームページからダウンロードしてください 複数の事業所で取組を行った場合は付表も提出してください
②	誓約書及び同意書	市ホームページからダウンロードしてください
③	領収書などの書類の写し	補助対象経費について、支出した日付、品目、金額（税抜額）の3点が分かる領収書やレシートなどの書類の写しを添付してください ※原本を提出された場合でも、返却は行いません
④	業種・業態等が確認できる書類（いずれか1つ）	<p>【法人の場合】 所管する税務署の受付印が押された直近の事業年度の確定申告書別表1の写し、履歴事項全部証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）、営業許可書の写し（※）</p> <p>【個人事業主の場合】 所管する税務署の受付印が押された令和元年分の確定申告書第1表の写し、営業許可書の写し（※）、開業届の写し</p> <p>-----</p> <p>※営業許可書：複数の事業所で取り組んでいる場合は、該当する全ての事業所の営業許可書の写しが必要です</p>
⑤	本人確認書類の写し （個人事業主の場合にいずれか1つ）	下記のうちいずれか一つの写しを、住所、氏名等がはっきりとわかるように提出してください 運転免許証（裏面に記載のある場合はおもて・うら両面）、健康保険証、在留カード、パスポート、身体障害者手帳、特別永住者証明書、個人番号カード（おもて面のみ）、住民基本台帳カード（おもて面のみ）
⑥	衛生設備を導入したことが分かる写真 （設置したすべての設備について必要です）	<p>①事業所名、店舗名の看板等とともに外観が分かる写真</p> <p>②衛生設備が設置されていることが分かる写真 （複数の場合は全ての設備の写真が必要）</p> <p>③衛生設備の型番等が分かる写真 （無い場合は取扱説明書の写しなど）</p> <p>※衛生用品については、写真の添付が不要です</p>
⑦	補助金の振込先を確認できる通帳等の写し	振込先の金融機関名、支店名、口座番号、預金種別、口座名義及び名義人のカナ表示を確認することができるもの ※法人の場合は、法人名義（代表者名義可）の通帳等の写し ※申請者と同一名義のものに限ります

※提出の際は、申請者の控えとして写しを一部おとりください